

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

高屋・六日市集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

10 経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

認定農業者 10 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・園芸に取り組み、経営の複合化を図る。さらに、農産物のブランディングを進めながら、直接販売に取り組み、経営の多角化を推進していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・集落内の中心となる経営体へ後継者のいない農業者の農地を集積していく。